

東広島市監査公表第 5 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、東広島市長から令和 6 年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

東広島市監査委員 重 河 格
同 五 丁 和 夫
同 坂 元 百 合 子

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査の対象

対象部局等	監査結果報告提出年月日	措置事項通知年月日
健康福祉部 介護保険課	令和 6 年 1 0 月 1 8 日 (東広監委第 2 6 号)	令和 6 年 1 1 月 2 6 日 (東広介第 2 4 2 号)
産 業 部 農林水産課	令和 6 年 1 0 月 1 8 日 (東広監委第 2 6 号)	令和 6 年 1 1 月 2 6 日 (東広農水第 7 8 0 号)

2 監査の実施期間

令和 6 年 5 月 1 5 日から令和 6 年 1 0 月 1 1 日まで

3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 健康福祉部 介護保険課

監 査 の 結 果 (指 摘 要 望 事 項)	措 置 の 内 容
1 契約事務 介護給付費単位数表標準マスタの使用許諾において、契約関係書類の所在が確認できなかった。 文書事務取扱規程に基づき、適正な事務に改められたい。	「介護給付費単位数表標準マスタライセンスに関する契約」については、平成 2 1 年 4 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。))と、締結日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの契約締結を行った。 契約書に、「但し、期間満了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による変更の申し出または更新しない旨の通知がある場合を除き、同一条件で更に 1 年間存続し、以後も同様とする。」とあるため、毎年度、契約を継続

	する旨の決定を行い、現在まで契約を存続されている。 しかし、契約更新起案の際に原本を確認せず、複写の契約書を元に継続契約の行っていたため、年数を経るうちに所在が不明となった。 令和6年11月21日に、契約の相手方である、国保中央会に、契約書の原本を紛失したことから、複写の契約書に奥書証明をもらえないか問い合わせをしたところ、令和6年11月26日に、国保中央会から、「原本は保管しているため、複写を送ることは出来る。奥書証明は行っていない。」との回答があった。そのため、国保中央会で保管している契約書の複写を送ってもらい、市で保管している複写と照合したところ、同一であったことから、双方の認識に誤りがないことが確認できた。 今後は、契約を継続する旨の決定を行う際には、必ず原本を確認するとともに、契約書については、所在不明にならないよう、専用のファイルを作成し管理するよう再発防止策を講じた。
--	--

(2) 産業部 農林水産課

監 査 の 結 果 (指 摘 要 望 事 項)	措 置 の 内 容
1 補助金等交付事務 東広島市畜産経営安定対策事業(畜産予防対策事業)補助金において、補助対象者でない者を含めて交付決定しているものがあった。 適正な事務に改められたい。	当該申請に係るとりまとめ団体からの交付申請書が、東広島市畜産経営安定対策事業補助金交付要綱に定める対象者としていない市外事業者を含むものであったものに対し、交付決定を行ったことは適正ではなかった。 今後は補助金等交付規則等に基づき交付決定を行う際は、証拠書類の確認を徹底し、要件審査を厳正に行い、再発防止に努める。